

4月1日から変更されたこと

新年度がはじまる4月1日は私たちの暮らしに関わる制度が変わる日です。

4月から変更になった主な制度の変更点をいくつかまとめてみました。

負担増・給付減になる変更

- ◆ 国民年金保険料が月額 230 円引き上げられ 16,260 円から 16,490 円になります。
- ◆ 国民年金の支給額が満額の場合月額で 67 円減の 64,941 円になります。
- ◆ 厚生年金の支給額が標準世帯の場合月額で 227 円減の 221,277 円になります。
- ◆ 後期高齢者医療保険料について
 - ・所得が比較的低い人の保険料軽減の軽減幅が 5 割から 2 割に縮小されます。
- ◆ 児童扶養手当について
 - ・ひとり親家庭向けの児童扶養手当が 4 月分から 0.1%引き下げになります。
- ◆ 個人年金や終身保険がマイナス金利の影響で保険料が値上げになります。
- ◆ エコカー減税の減税対象車や減税幅が縮小になります。

負担減・給付増になる変更

- 雇用保険料率が引き下がります。
 - 一般の事業 会社負担 7/1000→6/1000
 - 労働者負担 4/1000→3/1000

4月の給与計算から雇用保険料率は 3/1000 で計算されます。

- 住民税非課税世帯は幼稚園・保育園の保育料が 2 人目以降無料になります。
- 都市ガスの小売事業が自由化になり、消費者がガス会社を選べるようになります。
- 給付型奨学金制度が負担の重い学生を対象に先行実地されます。
(平成 30 年より本格導入)
- 自賠責保険料が平均 6.9%値下げになります。